

八代市立第二中学校 「いじめ防止基本方針」

R7. 7改訂

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立第二中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければなりません。また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

3 二中の基本方針の内容

二中の基本方針は、八代市が定めた防止等の対策等を基盤として、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等の取組を定めるものです。

また、生徒の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本市においていじめの防止等が体系的かつ計画的に行われるよう講ずべき対策の内容を記載します。

4 いじめの定義（定義）法第2条より

この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

5 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部の専門家等の参加を得ることなどにより、二中では「学校いじめ対策組織」を設置します。

・・・別添の資料1のとおり

「二中いじめ対策組織」の基本的な役割

ア 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。

イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設けます。

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行います。

(ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。

(エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

ウ 二中いじめ防止基本方針に基づく各種取組

(ア) 二中いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。

(イ) 二中いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施します。

(ウ) 二中いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行います。

6 二中におけるいじめの防止等に関する取組

ア いじめの防止

(ア) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校の教育関係全体を通じて、全ての生徒に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、二中において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団をつくります。また、いじめの未然防止の基本として、生徒が、コミュニケーション能力を育み、規範意識を身に付け、主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていきます。

(イ) 生徒の携帯電話等情報通信機器の使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールを徹底します。

(ウ) 二中では生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。加えて、集団の一員として自覚し、自信をもって行動できることでストレスを乗り越え生徒相互のよさや可能

性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくります。

(エ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(オ) 生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、生徒の発達段階に応じて指導します。

(カ) いじめの被害者及び加害者となった生徒の人権を守る視点も重要であることから、全ての生徒が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するために、教育上必要な視点です。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気醸成する一方で、被害生徒及び加害生徒の人権について、生徒と教職員が一緒に考えるといった機会を、生徒の発達段階に応じて設けます。

イ いじめの早期発見

(ア) わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点をもって、早い段階からの的確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ確かな発見と認知に努めます。このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを生徒の示す変化や危険信号を見逃さないために活用します。併せて、学校は定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組みます。

(イ) スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えたとともに、生徒が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証します。

(ウ) アンケート調査や個人面談において、生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければなりません。

(エ) 生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、生徒が気軽に相談できる生徒主体の委員会等を設置する等、生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努めます。

ウ いじめに対する措置

・・・別添の資料2のとおり

(ア) 法第23条第1項は、
学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えます。

(イ) 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。

(ウ) 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通します。

(エ) いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩

みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導します。

(オ) 市が別途定めている「八代市学校支援委員会設置要領」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておきます。

(カ) 学校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用します。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会等の機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとします。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(ア)及び(イ)が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

7 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省・令和6年8月改訂版)により、適切に対応します。

(1) 重大事態の報告、調査、対処 ・・・別添の資料3のとおり

ア 重大事態の意味

(重大事態) 法第28条より※抜粋

- ・いじめにより二中に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより二中に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態となるいじめを受ける生徒の状況に着目し、以下のことについて対応します。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合

(ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合もある。)

- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態調査の目的

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより重大な被害を

受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とします。なお、重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではありません。

ウ 重大事態に対する平時からの備え

（ア）学校における平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針についても理解し、重大事態とは何か、どう対処すべきか認識しておきます。

なお、学校においては、そもそもいじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要です。

また、学校いじめ対策組織が、個別のいじめに対する対処において実効的な役割を果たせるよう、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者など、学校外の関係者とも連携体制を構築するものとします。

エ 重大事態の報告及び調査主体

●調査主体が学校の場合

二中で組織した調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体とし、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとします。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施します。
- b 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加えます。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とします。
- c いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行います。
- d 在籍児童生徒や教職員等からアンケート調査やヒアリング調査を行う等の適切な調査方法を採用します。なお、アンケート調査やヒアリング調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行います。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行います。
- f 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行います。

g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図ります。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

（ア）いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先します（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させます。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することもあります。

（イ）いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等があります。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施します。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

（ウ）いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認める場合

対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときなど、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合や、学校のみで対応するか判断に迷う場合は、法第23条第6項に基づき直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

また、その際に学校が警察に相談・通報を行った事案については、学校と市教育委

員会で共有します。

(エ) 第三者を加えた調査組織の構成を検討する場合

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等については、調査組織の中立性・公平性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討します。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門家を加えます。

カ 重大事態の判断

重大事態の判断は、市教育委員会又は学校が行います。市教育委員会又は学校は、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに、疑いを抱いた段階から対応を開始します。

児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

なお、児童生徒や保護者からの申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行います。

キ 調査報告書の作成

「重大事態調査報告書」の作成に当たっては、事実経過に加え、市教育委員会及び学校が作成する場合であっても、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげます。

ク その他留意事項

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となります。その事態に関わりをもつ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもあります。そうした状況では、学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。また、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じます。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。これらの情報の提供に当たっては、学校は他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただ

し、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことはしません。

得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒及び保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒や保護者に説明します。

イ 市教育委員会への報告

学校は調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。